

# ケンブリッジ・プロジェクト・ファシリテーション 研究会会則

## 第1章 総 則

### （名称、所在）

- 第1条 本会は、ケンブリッジ・プロジェクト・ファシリテーション研究会（Cambridge Project Facilitation Association：略称CPFA）と称する。
- 第2条 事務局をケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ株式会社内におく。

### （目的）

- 第3条 本会の目的は、以下の通りとする。
- 1．プロジェクト・ファシリテーションの研究を通じ、会員相互の研鑽を推進する。
  - 2．ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズのサービス向上を図る。

### （活動）

- 第4条 本会は、前条の目的を達するため、次に掲げる活動を行う。
- 1．講演会、セミナー、勉強会、プロジェクト事例発表会
  - 2．情報交換（メーリングリストサービス含む）や座談会、懇親会
  - 3．その他本会の目的達成のため必要と認められる活動

## 第2章 会 員

### （会員の構成）

- 第5条 本会は、正会員、準会員、特別会員をもって構成する。  
正会員、準会員、特別会員は1年毎の登録制とし、本会への登録者（最大3名）を、毎年度始めに更新する。

### （正会員）

- 第6条 正会員は、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズのコンサルティング・サービスの利用実績がある法人、官公庁などとし、本会が主催するすべての行事への参加の資格を有する。正会員は、基本契約締結法人単位とする。

### （準会員）

- 第7条 準会員は、過去にケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズのコンサルティング・サービスを直接経験した個人、またはその個人が属している法人、官公庁などとし、本会が主催するすべての行事への参加の資格を有する。

( 特別会員 )

第 8 条 ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズを特別会員とする。特別会員は本会が主催するすべての行事への参加の資格を有する。

( イベント参加者 )

第 9 条 正会員、準会員、特別会員の紹介により本会が主催する会員向けイベント( 幹事会を除く ) への参加の資格を一時的に有する。

### 第 3 章 役 員

( 役員 )

第 1 0 条 本会には、次の役員をおく。

- 1 . 会 長
- 2 . 副会長
- 3 . 監査役

( 幹事 )

第 1 1 条 1 . 幹事は、正会員の互選により選出されたもの、および特別会員代表とする。  
2 . 幹事は、会長を補佐し、本会の円滑な運営をはかる。  
3 . 特別会員代表は、特別会員より 1 名以上を会長が指名する。

( 会長 )

第 1 2 条 1 . 会長は、幹事の互選により 1 名選出する。但し、特別会員代表を除くものとする。  
2 . 会長は、本会を代表し、会務一切を統括し、幹事会の議長を務める。

( 副会長 )

第 1 3 条 1 . 副会長は、幹事の互選により 1 名選出する。但し、特別会員代表を除くものとする。  
2 . 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

( 監査役 )

第 1 4 条 1 . 監査役は、幹事の互選により 1 名選出し委嘱する。但し、特別会員代表を除くものとする。  
2 . 監査役は、予算の円滑、正当な執行を監査し、その結果を幹事会に報告する。

( 任期 )

第 1 5 条 役員任期は、1 年とする。ただし再任を妨げない。

## 第4章 会 議

### （ 幹事会の構成員 ）

第16条 幹事会は、役員および幹事で構成される。

### （ 幹事会の招集 ）

第17条 幹事会は、役員または特別会員代表の招集により、開催する事ができる。

### （ 幹事会付議事項 ）

第18条 幹事会では、次の事項を付議する。

- 1．前年度の活動実績及び決算報告
- 2．年度の活動計画及び予算に関する事項
- 3．会則の変更
- 4．その他

### （ 幹事会の職務執行 ）

第19条 幹事会は、決議した方針に基づき、活動計画及び予算の執行にあたる。

### （ 正会員による異議申し立て ）

- 第20条
- 1．正会員は、幹事会の決定に対して異議を申し立てることができる。
  - 2．異議申し立ては、事務局にて受け付けるものとする。
  - 3．幹事会は、正会員の異議申し立てに対し、適切に対応しなければならない。

### （ 事務局 ）

第21条 事務局メンバーは幹事会によって決定し、次の業務を行う。

- 1．本会の活動計画並びに実施に関する業務
- 2．幹事、役員の選出に関する業務
- 3．幹事会に関する業務
- 4．会員名簿、メーリングリストの管理
- 5．参加費の徴収とその管理
- 6．収支明細記録の作成

第22条 本会は事務局業務一切を、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ株式会社に対して委託する。

## 第5章 会 計

### ( 参加費 )

- 第 2 3 条
- 1 . 正会員の参加費は、年額 5,000 円とする。
  - 2 . 準会員の参加費は、法人の場合年額 5,000 円、個人の場合年額 2,000 円とする。
  - 3 . 正会員、および準会員は、参加費を年 1 回 5 月に納入する。
  - 4 . 特別会員の参加費は、年額 1,500,000 円とする。

### ( 会計年度 )

- 第 2 4 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

以上

制定日 2012 年 2 月 8 日

別紙：ケンブリッジ・プロジェクト・ファシリテーション研究会 会員構成図

